~ 国際協力の現場から ~

インドネシア法整備支援に参加して

日本国際協力センター研修監理員 呼 子 紀 子

1 インドネシア法整備支援とのかかわり

インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの一環として2007年8月にジャカルタで実施された現地セミナー及び同10月の大阪での本邦研修に、インドネシア語の通訳として参加しました。

私が、法務省法務総合研究所国際協力部(ICD)がインドネシアを対象に実施する JICA の法整備支援事業に関わるようになったのは、2002年の第1回本邦研修からですので、2007年度で通算6回目となりました。

はじめの2回は、日本とインドネシアが互いに双方の制度を理解することが主な目的で、 研修の内容は司法制度全般にわたる広範なものでした。

3年目からは、3か年計画として「公正かつ効率的な民事紛争解決制度」にテーマが絞られ、そして今年度は、和解・調停制度強化支援プロジェクトの一環として実施されたわけです。

インドネシア語通訳としてこれらの研修に第1回から参加してきたのですが、第1回と 第2回の研修は英語で実施され、私の役割は、英語でのコミュニケーションがうまくいか ない場面で補助をするというものでした。

対インドネシア法整備支援の準備段階から御尽力された ICD 山下輝年教官(当時)が、インドネシア人の一般的な英語能力を考えるといずれはインドネシア語で研修を実施しなければならないだろうし、また、その方が望ましいと判断され、その時に備えて英語の通訳をする研修監理員のほかに私も一緒にこの研修を担当することになったのです。

その後,第3回の研修では質疑応答をインドネシア語で行うようになり,第4回以降は 日本語とインドネシア語の逐次通訳によって実施されるようになりました。

このような経緯でしたので、第1回、第2回の研修は、いわば第3回以降の準備期間を与えられたようなものでした。しかも司法全般に関する知識だけではなく英語の法律用語を知ることができ、その後の通訳業務でも大いに役立ちました(英語以外の通訳でも、英語の知識は重要なのです)。もちろん、英語で進行しているやりとりの合間にも突然通訳を求められたり、困惑した様子の研修員と視線が合ったりするので、それに対応できるよう

に備えていなければなりませんでした。いわば、サッカーで選手交替を待つ控え選手のようなものです。いざ交代したときに役に立つよう議論の流れをしっかりと見ていなければならなかったわけです。

インドネシア語で実施されるようになって、第4回と第5回の研修に参加されたインドネシア最高裁判所のマリアナ副長官が、「研修がインドネシア語で行われたおかげで研修員の全員が議論に参加できたことが素晴らしい」と感想を述べておられました。副長官の念頭にはドナー国や機関との協議が英語能力の高い人に依存しがちな現状があるに違いないことが窺われ、非常に印象的な発言でした。

特に、第3回から研修テーマが絞られ、第4回、第5回の研修では具体的提言を行うことが目標となり、研修員自身による協議が重要になるにつれて、全員がインドネシア語で自由に発言できる環境の重要性が強く感じられるようになりました。

英語で実施していたときは、英語の堪能な者に発言が集中したり、表現が単調になって 細かい議論ができないことが多々ありましたが、インドネシア語で実施するようになって から問題は解消されました。

また、研修員の個性も様々で、諺やロマンチックな比喩を使うのが好きだったり、法学部の講義のように正確を期した話し振りの人がいたりします。また冗談が好きな人や生真面目な人、時には、普段真面目な研修員が思わぬジョークを言って全員を笑わせたりすることもあります。それぞれの多様な個性が、発言の中に一層発揮されるようになったことも、インドネシア語使用の効果ではないかと感じています。

2 インドネシア法整備支援はどんな研修か

和解・調停制度強化支援プロジェクトが開始に至った経緯は、本誌30号で田中教官が詳しく報告されていますが、このプロジェクトは研修員の政策提言書案を基に形成されました。その政策提言書案は、それ以前の3回の研修の成果として作成されました。更に、その前段階には2回の研修が実施され、司法制度、司法行政、民事・刑事の裁判制度、弁護士制度から法曹養成に至るまで広範なテーマについて両国の制度を概観・比較しました。このように、研修テーマに継続性のあることが、この本邦研修の特徴であると思います。しかも、研修の中で議論した内容が次の段階に反映されて、その結果プロジェクトが形成されたのですから、研修員にはこれが自分たちの活動の成果であると実感できるものになっているのではないでしょうか。

また,このような経緯でプロジェクトの開始に至っているため,同じ研修員が継続して 参加していることも特徴的です。

このような研修員をリピーターと呼んでいますが、これまでは、海外研修に参加する特権を独占的に享受している人、というネガティブな評価を含んで使われることの方が多いのが実情でした。確かに、日本側から知識や技術を移転・提供するための研修であれば、

より多くの人に平等に機会を提供するべきでしょう。しかし、この研修では、特に第4回 以降は、具体的な政策提言を作成するという目標に向けて議論を深化させるために、既に 研修に参加したことがあり日本の制度について理解している人を中心に招へいするという 形態になりました。プロジェクトでもそのメンバーが中心となってワーキンググループを 形成しているわけです。

これはICDの法整備支援が相手国との共同作業として実施されていることの一つの現れだと思いますが、このような形態の研修を担当するのは初めての経験でした。同じメンバーとの間でコミュニケーションが深められ、信頼関係が醸成されていく過程を通訳の立場で一緒に経験することができました。

一般的に言ってインドネシアの研修員は話し好き、議論好きですが、とりわけ法律家の集まっているこの研修は雄弁家・能弁家揃いです。しかも語り口も個性豊かで、婉曲だったり反語的だったり、前置きが長かったりと様々です。良い通訳をするには、そのような表現豊かな発言からメッセージの中核を正しく聞き取ることが必要ですが、コミュニケーションが継続的に深められていることで、発言者のメッセージをより正しく聞き取ることにつながっていると実感しています。

3 通訳の苦労話 法律の通訳は準備が大変!

このように第1回から継続的に関わってきたおかげで、通訳者としては恵まれた環境で 仕事をさせていただいていると言えます。

とは言っても、この分野の通訳が難しいことに変わりはありません。なにしろ抽象的な概念やルールが満載で、出てくる言葉はまるで日本語の衣を被った外国語のようです。通訳するには、初めに「『法律』という外国語」の文法と単語を理解しなくてはなりません。とりわけ第1回の研修を担当することになったときは、先述のとおり研修の対象範囲は広範で、講義の原稿はなく、いつ通訳を求められるかも分からない状況でした。そのため、どのように準備をするべきか途方にくれる有様でした。そこで、まずは民事裁判・刑事裁判の手続を勉強することにしました。

「法律の通訳は難しい専門用語が多くて、大変でしょう」とよく言われます。しかし、どんな分野もその内容を理解しなければ、専門用語を使うことはできません。したがって、その専門領域に関する本を読んでその領域全般を理解する方がずっと役に立つことになります。そもそも日本語ーインドネシア語の完璧な法律用語一覧表が仮にあったとしても、それをすべて暗記するのはとても無理ですし、暗記してもそれを使いこなせなければ意味がありません。それよりも訴訟手続全体を理解して話の筋や問題の所在を理解できれば話し手のメッセージを正しく理解することができ、そうすれば(たとえ表現は多少稚拙でも)メッセージ自体は正しく伝えることができますし、その方が結局用語を覚えることにも役立つのです。すぐにでもインドネシア語の用語をチェックしたいところですが、相手を知らなければお話にならず、まずは日本語で「敵」(?)を知ることにしたわけです。

その次に、インドネシア語の法律用語辞典を読んで単語や表現の仕方、インドネシアの制度などについて調べていきました。なぜ法律用語辞典だったかというと、それしか手元になかったのと、辞典なので簡潔に領域全体を網羅しているだろうと思ったからです。辞典を読んだなどというと大層な勉強をしたようですが、辞典とは言っても、日本の法律用語辞典のような、紙が薄くて2段組の細かい字で何千語も項目があるようなものではありません。本のサイズはせいぜい10センチ×20センチで一段組み、フォントも大きいですし、訴訟法と民法・刑法の部分を合わせてもせいぜい100ページ余程度にすぎないものです。しかし、この作業のおかげで最低限必要な専門用語を収集することができ、その後の通訳業務の基礎とすることができました。

ちなみに、インドネシアの法律用語辞典は、オランダ語の法律用語をインドネシア語で説明する形式になっているものがほとんどです。植民地時代に、すでにオランダ語で法律が整備されていたインドネシアでは、法律の勉強にオランダ語は不可欠なのです。また、民法や民事訴訟法は現在も当時の法律が有効ですが、インドネシア語の定訳がありません。むしろ、学者の間ではいかに正確でわかりやすいインドネシア語に翻訳するかを競っているような面もあるようです。私も民法と民事訴訟法をそれぞれ二種類ずつ持っていますが、言葉づかいがそれぞれ異なっています。1985年に出版された民事訴訟法と2005年に出版されたものを比べると、2005年の方が明らかに自然で解かりやすいインドネシア語になっており、インドネシア語が法律の言葉として成熟してきている様子が窺えたりします。

さて、法律の通訳準備をするためのインドネシア語の資料が極めて乏しい中で、最良の情報源の一つが研修員です。法律の実務家である研修員が話す言葉こそ、現在のインドネシアの生きた法律用語だからです。Walking Dictionary ならぬ Talking Dictionary です。インドネシア語でどう表現するか分からなかった単語を研修員が口にしたときなどは、思わず通訳のためのメモをとどめてノートの端に書き留めてしまうほどです。

また、オランダ語の法律用語の中には現在も実務で使われている言葉がありますが、それも研修員の発言の中から確認することができます。

法律の条文そのものも重要な資料です。辞書は充実していないし、通訳の役に立つ資料は少ないし、と初めは嘆いていたのですが、何回か研修を経験していくうちにようやく、 法律の言葉は法律の中にあるというシンプルな事実に気が付きました。

きっかけは、「時効の中断」でした。時効が「中断する」と通訳しなくてはいけないのに、 2、3の単語が頭に浮かぶものの、いずれも実際にインドネシア語の文脈で使われている のを見た事がなく、要するにその単語を知らなかったのです。本来ならば一言で言い換え るべきところを、そのときはその何倍もの単語を使って意味を伝えてその場を乗り切りま した。幸いにして意味は正しく伝わっていたようですが、次回もこれで済ませるわけには いきません。数少ない資料をあたっているうちに、ようやく民法の中に「時効」の章があ り、中断する場合がいくつかの条文になって規定されているのに気付いたのです。

思えば、そもそも同じルーツの、舶来の基本概念や制度を取り入れて民法典を編纂していることでは日本もインドネシアも同じなのですから似たような規定があるのは当然です。 遅ればせながら、通訳や翻訳の強い味方を得ることになりました。

「同じ大陸法系の国である日本と協議することは意義深い」というような挨拶を研修員がすることがよくありますが、歴史を共有することは一通訳者にとっても大変に有意義な事なのでした。

4 和解・調停制度強化支援プロジェクトに参加して

先述しましたとおり、2007年度は本邦研修のほか現地セミナーにも同行しました。

現地でより多くの関係者の話を聞いて現状への理解を深めることがワーキンググループの協議の通訳に資するのはもちろん、本邦研修と一貫した通訳ができるという点でも、同行する機会を得たことは非常に有益でした。

さらに、本邦研修には、プロジェクトに派遣されている長期専門家がインドネシアから同行・参加しました。その結果、ワーキンググループの協議が各関係者の間でスムーズに共有されることになり、効率的に通訳することができました。

これまでは、プロジェクトの本邦研修の通訳を担当しても専門家と関わることまではなく、本邦研修として完結するものばかりでした。それでも不都合がなかったのは、これまでに私が関わってきたプロジェクトは技術移転や制度の導入という、一方向的な内容だったからかもしれません。

これに対して、本プロジェクトはより良い制度を 構築するために相手国と共同作業的に協議を行うも



2007年8月現地セミナー (中央)



最高裁ハリフィン・トゥンパ判事より記念品受領

のですので,一回一回の活動が蓄積されていきます。その作業の中に,通訳者もまた継続的に関わることによって,協議が一層促進されることは言うまでもありません。

マリアナ副長官が研修を評価して「全員が協議に参加できたことが素晴らしい」と話しておられたことは前にも紹介しましたが、この発言に、私は、副長官の「自分たちが主体的に選択・決定するのだ」という強い意志を感じたことをよく覚えています。このプロジェクトはそのような副長官の意志に合致するものであり、通訳としても初めて経験するこのような形態の支援からどのような成果が生まれるのか、とても楽しみです。

プロジェクトは現在進行中です。第2回現地セミナーも目前です。まずはそこでの通訳

の任務をきちんと果たそうと思っています。 拙文にお付き合いいただき, ありがとうございました。